第五十二条第二項ただし書中「第十九条の二第一項及び第四十条の」を「次の各号に掲げる」に、「環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令」を「当該各号に定めるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十一条第一項の主務省令　経済産業大臣の発する命令

二　第十三条第一項の主務省令　当該指定製品の製造等の事業を所管する大臣の発する命令

三　第十九条第一項及び第二項、第二十三条第一項並びに第二十六条の主務省令　環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令

四　第四十二条第一項及び第八十八条の主務省令　環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令

第五十二条を第百条とする。

第五十一条を第九十九条とする。

第五十条中「フロン類の回収及び破壊に関する技術の研究開発、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの」を「フロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する技術」に、「並びに」を「及び」に改め、同条を第九十八条とする。

第四十九条第一項中「回収及び破壊を促進して」を「使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進して」に、「かんがみ、フロン類の回収及び破壊の促進」を「鑑み、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の推進」に改め、同条第二項中「回収及び破壊」を「使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同条を第九十七条とする。

第四十八条中「回収及び破壊」を「使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同条を第九十六条とする。

第四十七条の見出し中「フロン類破壊業者」を「第一種フロン類再生業者等」に改め、同条中「第三十三条第三項」を「第六十九条第四項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

環境大臣は、第一種フロン類再生業者がフロン類の再生その他のフロン類の取扱いに際して、専ら環境の保全を目的とする法令に違反した場合は、当該第一種フロン類再生業者が第五十八条第一項に規定するフロン類の再生に関する基準に違反していないかどうかを調査するよう主務大臣に求めることができる。

第四十七条を第九十五条とする。

第四十六条中「第二十二条第四項」を「第四十七条第四項」に、「第三十四条第三項」を「第六十条第三項及び第七十一条第三項」に、「回収」を「充**塡**、回収、再生」に改め、同条を第九十四条とする。

第四十五条中「又は」の下に「フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、」を加え、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充**塡**回収業者、第一種フロン類再生業者」に改め、同条を第九十三条とする。

第四十四条第一項中「職員に」の下に「、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者」を加え、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充**塡**回収業者、第一種フロン類再生業者」に改め、「事業所」の下に「、第一種特定製品を設置する場所」を加え、「の回収」を「の充**塡**、回収若しくは再生」に、「検査させる」を「検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させる」に改め、同条第三項中「立入検査」の下に「及び収去」を加え、同条を第九十二条とする。

第四十三条中「により」の下に「、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者」を、「第一種特定製品整備者」の下に「、情報処理センター」を加え、「第一種フロン類充**塡**回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第一項及び第九十三条において同じ。）、第一種フロン類再生業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。同項及び同条において同じ。）に、「の引渡し、回収又は破壊」を「若しくは指定製品の製造等の業務の状況又は特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同条を第九十一条とする。

第四十二条の見出し中「フロン類製造業者等」を「フロン類等の製造業者等」に改め、同条中「フロン類又は特定製品の製造等を行う事業者」を「フロン類、指定製品又は特定製品の製造業者等」に、「第五条」を「第四条」に改め、「フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの開発及びその物質を使用した製品の開発を行うように努めることを要請するとともに」を削り、「第四十九条及び第五十条」を「第九十七条及び第九十八条」に、「及び特定製品」を「、指定製品及び特定製品」に、「フロン類の回収及び破壊の促進」を「特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に、「適正かつ確実な回収及び破壊」を「使用の合理化並びに特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同条を第九十条とする。

第四十一条を第八十九条とする。

第四十条中「以下」を「第九十三条及び第百条第一項第一号において」に、「充てんされている」を「充**塡**されている」に改め、同条を第八十八条とする。

第三十九条の見出しを「（フロン類の放出の禁止等の表示）」に改め、同条中「製造等（製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この条において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）を受けて行うものを除く。）、輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）又は製造する行為若しくは輸入する行為を他の者に対し委託をする行為をいう。以下同じ。）を業として行う者」を「製造業者等」に、「充てんされている」を「充**塡**されている」に改め、同条に次の一号を加える。

四　その他主務省令で定める事項

第三十九条を第八十七条とする。

第三十八条中「充てんされている」を「充**塡**されている」に改め、同条を第八十六条とする。

第三十七条に見出しとして「（第一種フロン類充**塡**回収業者の費用請求等）」を付し、同条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充**塡**回収業者」に、「第十八条の二第一項本文」を「第三十九条第一項本文」に、「第十九条」を「第四十一条」に改め、「フロン類破壊業者」の下に「又は第一種フロン類再生業者」を、「の破壊」の下に「又は再生」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第十八条の二第一項ただし書」を「第三十九条第一項ただし書」に、「発注者」を「発注をした第一種特定製品の管理者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充**塡**回収業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第一種フロン類充**塡**回収業者は、前項の規定により料金を請求した場合において、第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者から、フロン類の回収等の費用に関する料金について説明を求められたときは、当該説明を求めた者に対し、フロン類の回収等の費用に関する料金その他主務省令で定める事項について説明しなければならない。

第三十七条を第七十四条とし、同条の次に次の一条、一節及び章名を加える。

（第一種フロン類再生業者の費用請求等）

第七十五条　第一種フロン類再生業者は、第五十八条第一項の規定によるフロン類の再生に要する費用に関して、第一種フロン類充**塡**回収業者に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類再生業者又はフロン類充**塡**回収業者は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

2　第一種フロン類充**塡**回収業者は、第一種フロン類破壊業者は、第一種フロン類充**塡**回収業者から、第四十六条第一項の規定によるフロン類の引渡しに際して第一種フロン類充**塡**回収業者が支払わなければならない料金の提示を求められたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。